学校法人における機関構造とガバナンスのあり方 -今次の学校法人制度改革の議論に寄せて(覚書)【概要】

令和4年3月9日

資料6-3

福原主査作成資料を基に事務局にて作成

学校法人制度改革特別委員会

(第4回)

令和4年3月9日(水)

私立学校法と学校法人の特殊性

■ 学長・校長の権限を最大限尊重しつつ、**設置する学校の教育研究の発展に向け、高度に戦略的な取組を進める必要。**

- 私的財産の拠出等に基づき、**創立の理念と建学の精神のもとに学校を設置・管理**。
- 広いステークホールダーとの対話による学校運営の実現など、社会情勢を踏まえたガバナンス構造の現代化が必要。

学校法人の機関構造設計の基本的視点と規律上の工夫

(1) 法人意思決定の構造とガバナンス構造との適切な構築

「現行制度で問題がないから改革の必要はない」ということではなく、大部分が寄附行為に委ねられているガバナンス構造を、適切な機関設計に反映。

(2) 規制区分・寄附行為自治・経過措置の工夫

• 所轄庁の違いや、法人の規模を考慮するとともに、寄附行為による自治を一定の範囲で許容するなど、学校法人の実情にも配慮すべき。

(3) 各種ガバナンスのエンフォースメント

- 適切な機関構造の設計による重層的なガバナンスのほか、情報公開等によるガバナンス、ガバナンス・コードの見直し等により実効性を確保する必要。
- 新たな行政罰や刑事罰を必要な範囲で導入することも検討すべき。

学校法人における理事会・評議員会の地位(権限分配のあり方)

① 学校法人における理事会と評議員会の意思決定権限

- •大臣所轄学校法人においては、法人の基礎的変更(任意解散・合併、重要な寄附 行為の変更)について、理事会の決定とともに評議員会の決議を要する。基礎的変 更に関わらない業務に関する事項については、現行制度を維持。
- ※ 双方の決議内容が異なる場合の最終的な意思決定の方法は、寄附行為の定めによる。
- •知事所轄学校法人においては、現行制度を維持。

③ 評議員会等のけん制機能によるガバナンス強化

- <mark>評議員会その他の</mark>理事選任機関を寄附行為上で明確化するとともに、理事の解任事 由を法定。
- 評議員会に、理事選任機関が機能しない場合の解任請求、監事が機能しない場合の 差止請求・責任追及の請求等を認める。大規模な評議員会の招集要件の緩和を検討。
- 評議員について、監事の不正報告、所轄庁の解任勧告の対象とする。

監査体制の充実

① 監事の地位の独立性と職務の公正性の確保

- ・ 監事は評議員会が選任するとともに、役員近親者の監事就任を禁止。
- •大規模大臣所轄学校法人について、監事の常勤化を検討。

② 理事会の監督機能の強化

- ・理事会による理事長の選定・解職を法定。
- 重要事項の決定につき、個別の理事への委任を禁止。
- 理事に対し理事会への職務報告を義務付けるとともに、事業報告書における情報開示を促進。

4 評議員の選出と評議員会の構成等の適切化

- •評議員会を基本的な選任機関として明確化し、理事・理事会により選任される評議員に 一定の上限。併せて、評議員に求める資格・能力の要件を明確化。
- •理事と評議員の兼職を禁止。それに伴い、評議員の下限定数を引き下げ。
- •幅広いステークホールダーの意見を反映しつつ、評議員会のけん制機能を実質化するため、 役員近親者、教職員、卒業生等、属性に応じた上限割合を設定。

② 重層的な監査体制の構築

大臣所轄学校法人において、リスクマネジメント等に向けた内部統制システムの構築を理事会に義務づけるとともに、会計監査人制度を導入。